

## 第15回医療倫理委員会

日 時：平成29年5月23日(火) 16:30～17:20

場 所：7F 会議室

出席者：大橋院長、大野副院長、堺副院長、弓場副院長、柳医務局長、関井医務局長、  
松本医務局長、佐伯子宮内膜症センター長、長田看護局長、富田事務局長、  
松木薬剤部部長、重岡総務課課長  
藤本弁護士(院外学識経験者)

書記：総務課課長／重岡

議題 稀少部位子宮内膜症の病理学的検討に基づいた発症メカニズムの解明と  
新規バイオマーカー、新規治療ターゲットの探索

(責任医師/申請医師 松本医務局長)

### ◇医療行為等の概要

稀少部位子宮内膜症は原因が不明なことはさる事ながら、診断・治療も標準化していない。今回、稀少部位子宮内膜症の病理学的検討を行う事で、新規診断マーカー、新規治療法の可能性を探る。

#### ○医療行為等の対象及び実施場所

20歳以上で手術を行い、稀少部位子宮内膜症、子宮内膜症の診断のついた女性が対象。

#### ○医療行為等における医学倫理的配慮について

##### ①医療行為等の対象となる個人の人権擁護

連結可能匿名化を行います。

##### ②医療行為等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

手術で新たに診断のついた方に対しては、切除した標本の研究使用について説明の上、同意書の取得を行う。2017年4月1日の時点で手術を受けられた後の患者さんに対しては、ホームページにオプトアウトのための文面を掲載する。

##### ③医療行為等によって生ずる個人への不利益並びに危険性に対する配慮

病理診断に用いられた残りの検体を用いるため、新たに侵襲は加わらない。

##### ④予測される医学上の貢献

稀少部位子宮内膜症の原因は不明であり、病態解明とともに新規診断マーカー、新規治療ターゲットの探索を通して診断・治療の向上に貢献し得る。

##### ⑤その他

開示すべき利益相反はない。東京大学における倫理申請書、結果通知書を添付。

◇医療倫理委員会での審査を必要とする理由

ヒトの検体の研究目的使用し、連結可能匿名化の上で、年齢、月経周期、ホルモン療法の有無などの臨床情報を用いるため。

◆審査結果

継続審査（詳細は別紙「医療倫理委員会審査結果通知書」参照）

以 上

第 16 回医療倫理委員会

日 時：平成 29 年 8 月 17 日(木) 16:30～17:00

場 所：7F 会議室

出席者：大橋院長、大野副院長、堺副院長、林副院長、弓場副院長、柳医務局長、  
関井医務局長、松本医務局長、佐伯子宮内膜症センター長、長田看護局長、  
富田事務局長、松木薬剤部部長、重岡総務課課長  
平田医師（東京大学医学部附属病院 女性外科／講師）  
藤本弁護士（院外学識経験者）

書記：総務課課長／重岡

議題 稀少部位子宮内膜症の病理学的検討に基づいた発症メカニズムの解明と  
新規バイオマーカー、新規治療ターゲットの探索

（責任医師/申請医師 松本医務局長）

#### ◇医療行為等の概要

##### ○医療行為等の対象及び実施場所

稀少部位子宮内膜症は原因が不明なことはさる事ながら、診断・治療も標準化していない。今回、稀少部位子宮内膜症の病理学的検討を行う事で、新規診断マーカー、新規治療法の可能性を探る。

##### ○医療行為等における医学倫理的配慮について

###### ①医療行為等の対象となる個人の人権擁護

連結可能匿名化を行います。

###### ②医療行為等の対象となる者に理解を求め同意を得る方法

切除した標本の研究使用について説明の上、同意書の取得を行う。過去に手術を受けた患者さんに対しては、外来受診時に説明の上、同意書の取得を行う。

###### ③医療行為等によって生ずる個人への不利益並びに危険性に対する配慮

病理診断に用いられた残りの検体を用いるため、新たに侵襲は加わらない。

###### ④予測される医学上の貢献

稀少部位子宮内膜症の原因は不明であり、病態解明とともに新規診断マーカー、新規治療ターゲットの探索を通して、診断・治療の向上に貢献し得る。

###### ⑤その他

開示すべき利益相反はない。東京大学における倫理申請書、結果通知書を添付。

#### ◇医療倫理委員会での審査を必要とする理由

ヒトの検体の研究目的使用し、連結可能匿名化の上で、年齢、月経周期、ホルモン療法の有無などの臨床情報を用いるため。

#### ◆審査結果

条件付承認（詳細は別紙「医療倫理委員会審査結果通知書」参照）

以 上